

災害時保健師等 初動対応マニュアル

相模原市 健康福祉局

目 次

【本編】

I	マニュアル作成に当たっての基本的な考え方	
1	作成目的	1
2	活動の基本とする方向性	1
3	本マニュアルの範囲	1
II	保健活動体制	
1	保健活動体制について	2
2	指揮命令系統について	3
3	担当等の役割について	4
4	保健師配置部署別の災害担当の振分け状況	4
III	初動活動の実際	
1	フェーズ0	5
2	フェーズ1	6
3	フェーズ2	7
IV	その他	8

【資料編】

I	資料	
1	災害時における保健活動の概要	
2	現地対策班・避難所・救護所等一覧	
3	災害時における保健師活動配置表	

【本編】

I マニュアル策定に当たっての基本的な考え方

1. 策定の目的

東日本大震災における被災地支援を通して、救命救護や緊急医療対応に加え、避難所や地域ローラー作戦による被災者支援、他の自治体などからの支援隊の受入れなど保健師等に求められる役割がより明確になった。

これを受けて、本市が大規模地震に被災した際に、救命救護、避難所や地域における保健活動などさまざまな役割が求められる健康福祉局の保健師等が、より迅速且つ的確な被災者支援を行えるよう、相模原市地域防災計画に基づき、初動体制・活動の内容等を明示したマニュアルを策定するものである。

2. 活動の基本とする方向性

保健師の活動は、災害発生直後は救命救護が最優先されるが、災害対策基本法に基づく医療関係者等の派遣が開始され、医療救護体制が整い始める頃には、保健師は公衆衛生を基本とした被災地全域を対象とする保健活動へその役割を移行する必要がある。

保健師は住民の健康状態を把握し、支援を必要とする者への個別支援は勿論のこと、避難所や災害住宅における環境整備・感染症やエコノミー症候群等の健康障害の予防を目的とした普及・啓発や健康管理を担う。また、他の保健・医療・福祉等の関係者と連携して、住民自身が復旧・復興への意欲を高め、心身共に健康な日常生活が営まれるような支援を目指すものである。

3. 本マニュアルの範囲

(1) 災害の種類・規模

相模原市地域防災計画に定める「別表 地震災害における配備体制の基準」による、レベル3（災害対策本部体制）が発令された際に適用するものとする。

(2) 初動の期間

発災後、2週間位までとする。（フェーズ0・1・2）

(3) 保健活動の領域

「救命・救護」、「避難所における健康管理」、「地域における健康管理」、「災害時保健活動計画・応援調整」の4領域とする。

(4) 保健師等の配置

フェーズごとに、保健活動の優先度を考慮し、保健師等を配置する。

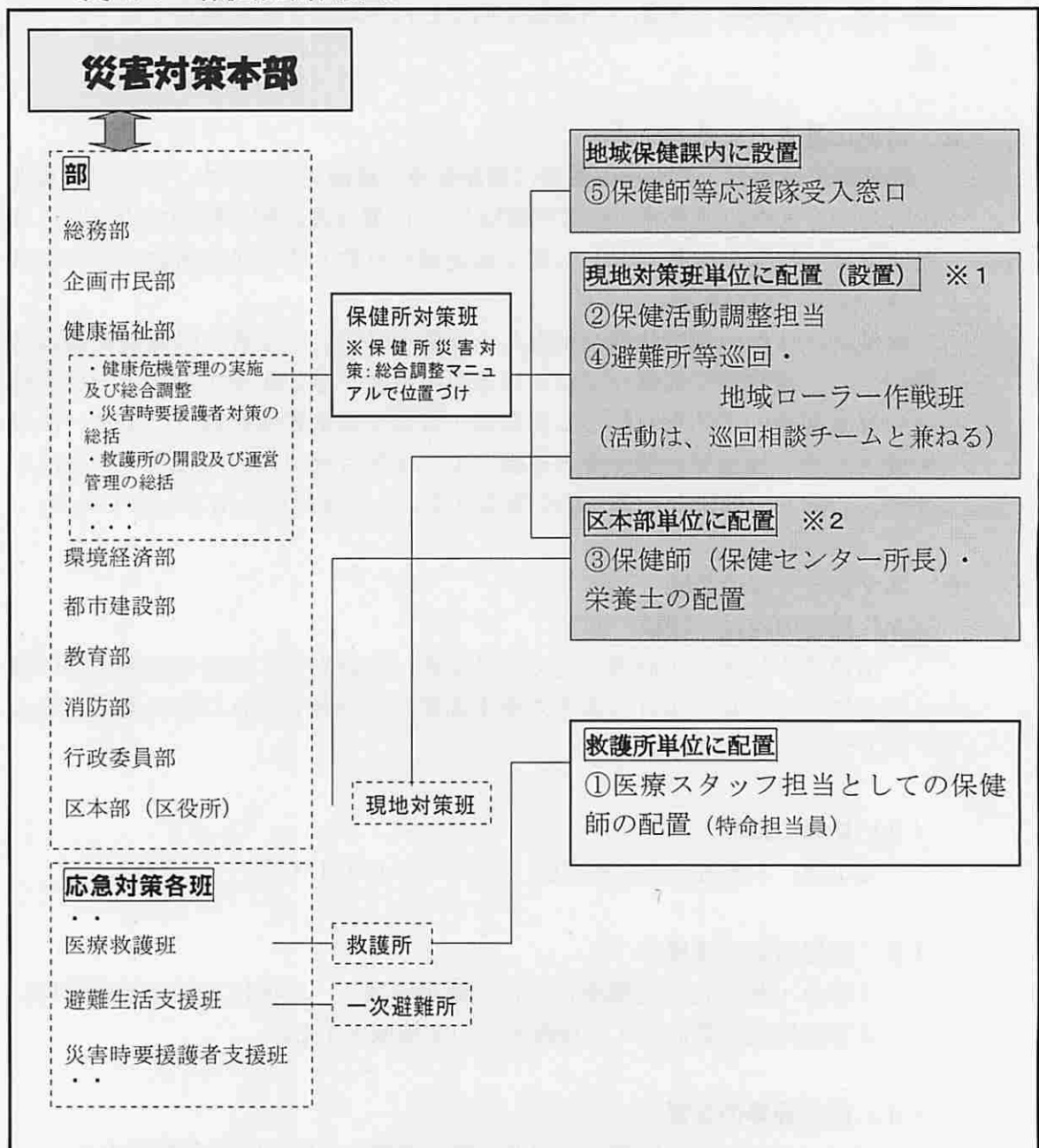
II 保健活動体制

1. 保健活動の体制について

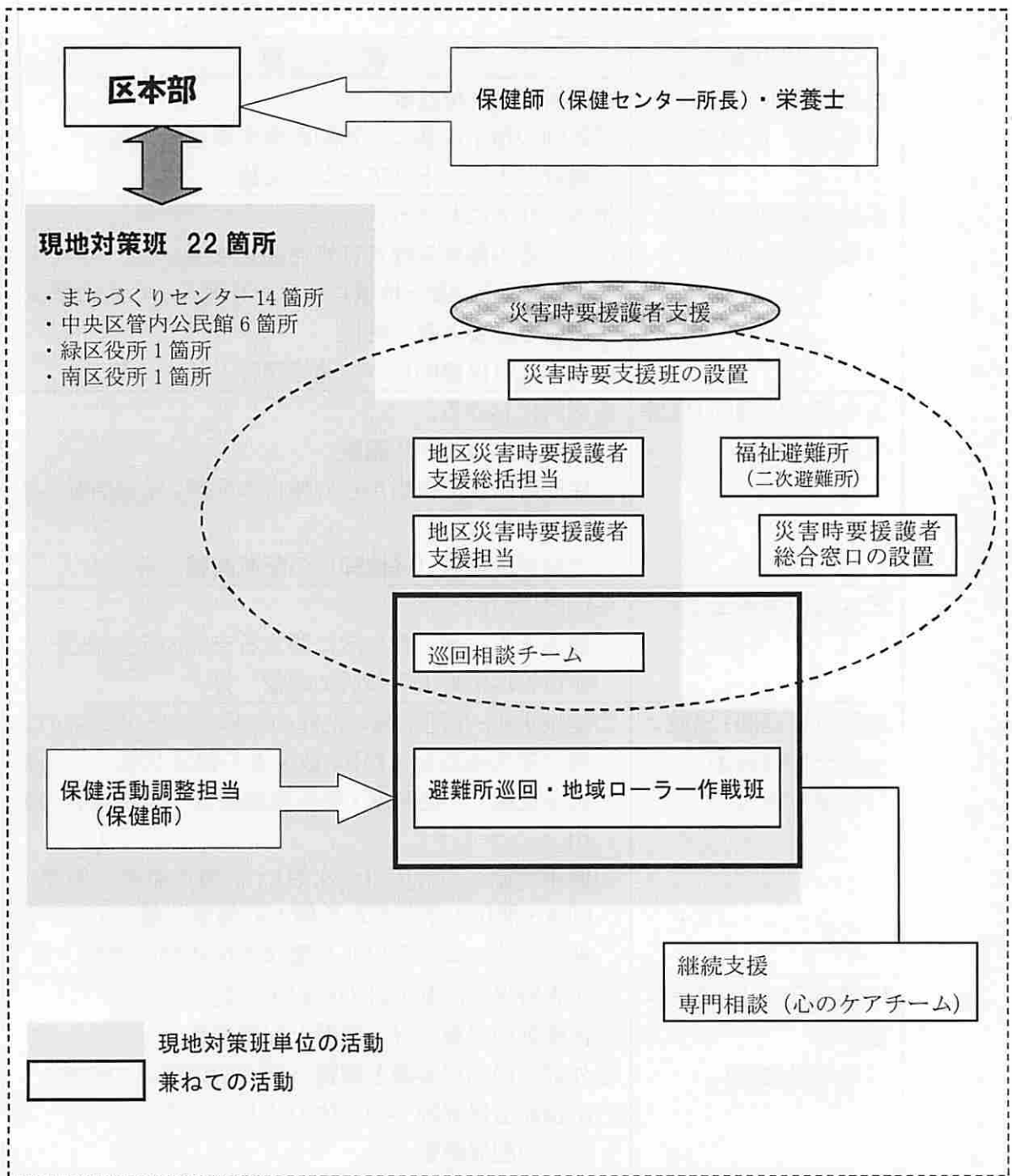
相模原市地域防災計画に基づき、以下の体制で活動を展開する。

- 医療救護班（救護所）への保健師の配置 ①
- 現地対策班単位での保健活動調整担当の配置（新規）②
- 区本部への保健師（保健センター所長）、栄養士の配置（新規）③
- 避難所等巡回・地域ローラー作戦班の設置（新規）④
- 保健師等応援隊受入窓口の設置（新規）⑤

【その1 保健活動体制図】



〔その2 保健活動体制図〕・・※1・2の活動の体制



2. 指揮命令系統について

公衆衛生活動については、保健所長の指揮命令によるものとする。

公衆衛生活動以外の活動を行う必要が生じた場合においては、各活動場所の統括責任者の指揮命令によるものとする。

3. 担当等の役割について

保健師等の初動活動時の役割は次のとおりである。

担当等	役割
医療救護班① (救護所:医療スタッフ)	救護所での医療活動 ○医師の指示に基づく初期医療や看護の実施 ○場合により、トリアージの実施
保健活動調整担当② (現地対策班)	担当エリアにおける、 ○被災者の健康管理及び処遇調整支援 ○「避難所等巡回・地域ローラー作戦班」の活動準備、調整と必要人数の把握 ○区本部(保健師)への連絡調整と報告 等
区本部の保健師(保健センター長)③	各区内における、 ○被災者支援の全体調整 ○保健活動調整担当からの報告の受理、保健活動への助言・指導 ○応援派遣職員(保健師)の配置調整 等
区本部の栄養士③	各区内における、 ○被災者の栄養・食生活に関する支援の全体調整 ○派遣管理栄養士等の活動調整 等
避難所等巡回・地域ローラー作戦班④ (現地対策班)	○健康状態・生活状況の把握のためのニーズ調査の実施(安否確認を含む);被災者の健康状態や生活状況を把握し、要医療・要医療継続者・要相談者の抽出 ○健康状態への対応(一次的);医療の継続、健康の回復・悪化の予防のため個々の健康状態へ対応、保健福祉サービスその他必要な支援活動の調整 等
保健師等応援隊受入窓口⑤ (地域保健課)	○災害時保健活動方針の検討・決定 ○保健師の参集状況の把握と配置調整 ○外部への応援要請と調整(庁内関係課との連携) ○応援派遣保健師への全体のオリエンテーション、各区への配置調整 等

4. 保健師配置部署別の災害担当の振分け状況

(H24. 4.1 現在)

局	人数	受入窓口・保健活動調整担当・区本部	救護所
健康福祉局	114名	○	○
総務局	3名	—	○
教育局	2名	—	○

Ⅲ 初動活動の実際

災害発生後は、時間とともに被災者の状況は刻々と変化する。保健師はその変化に伴って起こりうる健康ニーズを予測し、被災者の状況に対応した支援を行うことが必要である。

1. フェーズ0（概ね災害発生後 24 時間以内）

（1）起こりうる状況について

災害警戒または災害初動期にあたり、災害の規模、発生時期（季節・平日か休日か・時間帯等）により、主に以下の状況が想定される。

- 情報収集が困難、停電等による情報の途絶
- 職員も被災し、登庁者の限定
- 道路の損壊、移動困難
- 野外等への避難者増大

（2）保健活動と保健師の必要数について

優先度	保健活動項目	保健活動内容	保健師数
1	保健活動計画・ 応援調整	○市内の被災状況、保健師の参集状況の把握 ○災害時保健活動方針の検討・決定 ○保健活動の配置調整 ○外部への応援要請と調整	2
	救命・救護	○救護所での医療活動（医師の指示に基づく初期医療・看護、場合によりトリアージ）	40
	地域における健康管理	○人工呼吸器等医療機器使用者（把握ケース）の安否確認	9
2	避難所における健康管理 ※3	○被災者の健康管理及び処遇調整支援 ○衛生管理及び環境整備（感染症や食中毒予防） ○担当エリアの被災状況や医療機関の診療状況の把握	職員の参集状況による
合 計			51 + α

※3 避難所における健康管理については、職員の参集状況により、被害規模の大きいところから配置する。

2. フェーズ1（概ね災害発生後72時間以内）

（1）起こりうる状況について

緊急対策として生命・安全の確保が最優先されるこの期にあたっては、主に以下の状況が想定される。

- 死傷者の増大、生存者の救出
- 余震や交通機関・ライフライン等の途絶による活動の制約
- 緊急性を要する保健活動等の業務の増大
- 感染症、食中毒発生の懸念
- 外部からの支援者、支援物資等の受け入れの本格化

（2）保健活動と保健師の必要数について

優先度	保健活動項目	保健活動内容	保健師数
1	保健活動計画・ 応援調整	○市内の被災状況、保健師の参集状況の把握 ○災害時保健活動方針の検討・決定 ○「避難所等巡回・地域ローラー作戦班」の必要人員の把握 ○外部への応援要請と応援派遣職員の配置調整	2
	救命・救護 ※4	○救護所での医療活動（医師の指示に基づく初期医療・看護、場合によりトリアージ）	40
	地域における健康管理	○人工呼吸器等医療機器使用者（把握ケース）の安否確認 ○保健・医療・福祉の情報収集	9
2	避難所等における健康管理	○被災者の健康管理及び処遇調整支援 ○避難所内の環境整備（感染症・食中毒発生予防） ○担当エリアの被災状況や医療機関の診療状況の把握 ○避難所等巡回・地域ローラー作戦の活動内容の調整と準備 ○保健・医療・福祉の情報収集 ○場合によっては、各担当部署との連携により健康教育の実施	25
合 計			76

※4 本市が基本的に医療救護体制の中で対応する期間として定めた災害発生から48時間経過した後は、地域住民を対象とする保健活動への移行を24時間ごとに検討する。

3 フェーズ2（概ね4日目から2週間まで）

（1）起こりうる状況について

避難所対策が中心で生活が安定してくる時期にあたっては、主に以下の状況が想定される。

- 避難所の衛生的な環境の確保
- 避難所等集団生活不適應者の顕在化
- 在宅被災者の安否確認
- 慢性疲労、体調不良者の増加
- 感染症の発症

（2）保健活動と保健師の必要数について

優先度	保健活動項目	保健活動内容	保健師数
1	保健活動計画・ 応援調整	○災害時保健活動方針見直し ○外部への応援要請と応援派遣職員の 配置調整	2
2	避難所・仮設住 宅等における健 康管理	○被災者の健康管理 及び処遇調整支援 ○避難所内の環境整 備 ○場合によっては、各 担当部署との連携 による健康教育の 実施 ○担当エリアの被災 状況や医療機関の 診療状況の把握 ○保健師等応援隊受 入れの準備、活動調 整の実施 ○仮設住宅入居者の 健康状態把握の準 備	保健活動 調整担 当・3保 健センタ ー長 48 継続支援 ・専門相 談 55
	地域における健 康管理	○要医療者の継続受 診支援 ○在宅被災者の健康 状態や生活状況の 把握と対応	
合 計			105

IV その他

1. 通信手段について

各地域で保健活動を実施する場合の通信手段は、災害時有線電話、デジタル地域防災無線、MCA無線、簡易無線等を利用するものとする。

2. 自動参集にあたり各自が行うべきこと

- 自己及び家族の安全確保
- ひばり放送、ラジオ(FMさがみ 83.9)、テレビなどからの情報収集
- 自己の安否報告(地域保健課へ Tel.042-769-9241)
- 3日分程度の食料、活動に適した服装、常備薬等の参集準備
- 参集途上における周辺の被害状況の把握
- 各活動場所に参集後、参集場所及び周辺の安全確認、ライフラインの確認
- 各自の活動エリアの被災状況に係る情報の収集と共有



保健活動の実施へ

災害時保健師等初動対応マニュアル

発行日：平成24年8月

連絡先：相模原市健康福祉局保健所 地域保健課

相模原市中央区中央2-11-15 (〒252-5277)

TEL 042-769-9241